

小児かかりつけ診療料について

当院では、当院を継続して受診され、同意された患者さんに、小児科の「かかりつけ医」として、次のような診療を行います。

- ①急な病気の際の診療や、慢性疾患の指導管理を行います。
- ②発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます。
- ③予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
- ④「小児かかりつけ診療料」に同意する患者さんからの電話等による問い合わせに常時対応しています。

診療時間外の電話は医師へと転送され対応できるようになっております。

当院がやむを得ず対応できない場合などには、下記の提携医療機関や小児救急電話相談にご相談ください。

連絡先	松田小児科・消化器 IBD クリニック	076-225-6337
	金沢広域急病センター	076-222-0099
	小児救急電話相談	#8000

⑤発達障害の疑いがある患者について、診療及び保護者からの相談に対応するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介などを行います。

⑥不適切な療育にも繋がりうる育児不安等の相談にも適切に対応します。

患者様・ご家族へのお願い

小児かかりつけ診療料は一人の患者様につき、一か所の医療機関が対象となります。

・救急時など、都合により他の医療機関を受診した場合は、次に当院を受診した際にお知らせください(他の医療機関で受けた投薬なども、お知らせください)。

・健康診断の結果や、予防接種の受診状況を定期的に確認しますので、受診時に母子手帳をお持ちください。